

令和3年度第1回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和3年7月14日（水）

逗子市総務部情報公開課

令和3年度第1回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和3年7月14日（水）

午前10時00分～

場 所 市役所5階 第2会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第8号 地方税等に係る口座振替情報のオンライン結合による保有個人情報提供について【納税課・高齢介護課・国保健康課・都市整備課】
3. 諮問第9号 保育料等に係る口座振替情報のオンライン結合による保有個人情報提供について【保育課】
4. 令和2年度諮問第24号に係る変更点について（報告）【高齢介護課・国保健康課】
5. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	望 月 由 佳 子
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員（0名）

説明のために出席した職員

納 税 課 長 金 明 夫

高 齢 介 護 課 幹	堀	田	昌	希
国 保 健 康 課 幹	鈴	木		暁
都 市 整 備 課 幹	香	山		智
保 育 課 長	村	上	晴	美
福 祉 部 参 事 (国 保 健 康 課 事 務 取 扱)	廣	末		治
高 齢 介 護 課 長	伊	藤	英	樹

事務局等出席者

情 報 公 開 課 長	矢	島	小	百 合
情 報 公 開 課 幹	栗	原	達	也
情 報 公 開 課 度 員 情 会 計 年 職 任 用	杉	山	晴	美

会議の公開・非公開の別 公開

傍 聴 者 なし

配 付 資 料

- ・ 第 1 回 逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 令和 2 年度第 3 回・第 4 回 逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・ 【資料 1】 諮問第 8 号 地方税等に係る口座振替情報のオンライン結合による保有個人情報の提供について（諮問）【納税課・高齢介護課・国保健康課・都市整備課】
- ・ 【資料 2】 諮問第 9 号 保育料等に係る口座振替情報のオンライン結合による保有個人情報の提供について（諮問）【保育課】
- ・ 【資料 3】 医療情報の匿名加工と研究への利活用に関する協力依頼（医療情

報提供のお知らせ) 【高齢介護課・国保健康課】

- ・【資料4】令和2年度個人情報保護制度の運用状況
- ・【資料5】逗子市個人情報保護条例（平成3年条例第18号）新旧対照表
- ・【資料6】デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正等について（通知）
- ・【資料7】令和3年度第1回個人情報事務登録簿の報告案件一覧
- ・【資料8】逗葉地域医療センター・保健センター防犯カメラ設置要領
- ・【資料9】特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧

午前 9 時 5 8 分開会

○安達会長 時間前ですけれども、おそろいですので、ただいまから令和 3 年度第 1 回個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので本審議会は成立します。

それでは、議事に入りますが、新型コロナウイルス感染症予防のため、速やかな議事の進行に御協力をお願いいたします。

では、本日の配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 ありがとうございます。

皆様、資料はおそろいでしょうか。足りないもの等はありませんか。よろしいようでしたら。

では、議題に入ります。

まず、議題（１）逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてです。

事務局からお願いします。

○矢島情報公開課長 大分時間が経過してしましまして大変申し訳ありませんが、前年度に校正依頼いたしました令和 2 年度第 3 回議事録及び第 4 回議事録を御確認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安達会長 皆様、既に校正はお済みと思いますが、修正内容等を御確認ください。いかがでしょうか。よろしいですか。万が一、何かお気づきの点がありましたら、この会議の時間中に御指摘をお願いします。

一応、承認という扱いをさせていただきます。

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。

○安達会長 では、続きまして議題の（２）と議題の（３）については共通の案件で、議題（２）は市長、議題（３）は教育委員会からの諮問ということですので、２つまとめて審議をさせていただきたいと思います。よろしいですか。

では、所管課の入室をお願いします。

—納税課、高齢介護課、国保健康課、都市整備課、保育課 入室—

○安達会長 では、ただいまから、諮問第 8 号 地方税等に係る口座振替情報のオンライン結合による保有個人情報の提供について及び諮問第 9 号 保育料等

に係る口座振替情報のオンライン結合による保有個人情報の提供について、この2件を議題といたします。

先に職員の方々の自己紹介をお願いします。

○金納税課長 納税課長をしています金と申します。よろしくお願いします。

○堀田高齢介護課副主幹 高齢介護課、堀田と申します。よろしくお願いします。

○鈴木国保健康課副主幹 国保健康課、鈴木といいます。よろしくお願いします。

○香山都市整備課副主幹 都市整備課の香山と申します。よろしくお願いいたします。

○村上保育課長 教育部保育課の村上です。よろしくお願いいたします。

○安達会長 ありがとうございます。

議題2と3については、令和2年度、昨年度第3回の会議で審議したオンライン結合による保有個人情報の提供に係る諮問と関連しているというふうに伺っております。これから諮問内容について御説明をお願いいたしますが、事前に事務局から連絡があり、市長部局については代表で納税課長から、その後、続けて教育委員会、保育課長から御説明を伺うということでよろしいですか。

では、まず、納税課長からお願いします。

○金納税課長 それでは、諮問第8号 地方税等に係る口座振替情報のオンライン結合による保有個人情報の提供について、諮問書の別添に沿って説明いたします。

担当所管は、市長部局としては納税課、高齢介護課、国保健康課、都市整備課となります。

対象事務は地方税等の口座振替業務で、対象となる個人は地方税等の口座振替対象者となります。

提供する個人情報は口座振替情報で、具体的には金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人、引落金額となります。口座振替全体の年間実績としましては、納税課の固定資産税、市民税、軽自動車税の合計で約5万4,100件、高齢介護課の介護保険料、約3,600件、国保健康課の国民健康保険料約2万9,600件、高齢者医療保険料、約1万5,000件、都市整備課の市営住宅家賃、約1,200件となっています。

続きまして、オンライン結合の内容ですが、昨年11月に諮問させていただ

た横浜銀行へ口座振替情報をネットワーク接続で伝送することと同様なものであり、今回におきましては提供先を全ての収納代理機関とするものです。

ネットワーク接続につきましては、横浜銀行と同様にL G W A N経由で行うものとします。伝送の方法につきましては、各銀行指定のシステムを使用する方法もあります。また、そのほかの方法として複数の銀行へ伝送サービスを行っている事業者への委託業務とする方法も検討しております。

言葉だけでは分かりづらいので、こちらのホワイトボードで説明させていただきます。

添付資料で、サービス利用イメージというのがありますが、こちらの下段のA n s e r D A T A P O R T方式、これが昨年11月に諮問を行わせていただいた横浜銀行の方式なんですけど、これをちょっと振り返らせていただきます。

市役所の専用接続端末からL G W A Nを経由しまして、データセンターにデータを預けることになります。そこから各銀行が、この場合は横浜銀行はデータをこっちから拾ってくると、そういうような流れになりますが、今回こちらで申し上げている2番目の各銀行指定の方法ということになりますが、これは基本的に考え方は同じなんですけど、L G W A Nで接続するのは一緒でして、各銀行がそれぞれベンダーを持っていますので、そのベンダーのセンターが各銀行によって違うケースがあるんですね。ですから、こういうセンターがどんどん増えるような、こういうイメージになります。各銀行によってセンターが違ふと。まれにほかの銀行と同じセンターを使うケースもあると考えられます。

3つ目の、複数の銀行へ伝送サービスを行っている事業者に委託というのがあるんですけど、こちらはちょっとこっちにありますけれども、専用の接続端末から同じくL G W A Nを通して、接続業者、委託業者を介しまして一括で入れまして、そこから各銀行へ伝送すると、こういうやり方でございます。ただ、市の接続としては、全てL G W A Nからセンターに接続するような形になります。

そのほかの内容につきましては、備考欄にあります、昨年10月に提出しました諮問書と同様な内容となります。

以上で説明は終わります。引き続き教育委員会から説明をします。

○村上保育課長 では、教育委員会から、諮問第9号になります、保育料等に係

る口座振替情報のオンライン結合による保有個人情報の提供についてです。

別紙のほうを御覧ください。

担当所管課は保育課です。

事務の名称は、保育料等の口座振替業務になります。

事務の目的は、地方自治法、逗子市財務規則、子ども・子育て支援法、逗子市子ども・子育て支援法施行取扱規則になります。

対象となる個人の類型は、保育料等ということで、ゼロ歳児から2歳児の保育料、それから3歳児から5歳児の給食食材費の口座振替対象者になります。

提供する保有個人情報の項目・対象者数は、口座振替情報（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人）及び引落金額。令和2年度の実績ですと、約4,300件になります。

提供先、それからオンライン結合の内容等については、市長部局のほうと同様となります。

以上でございます。

○安達会長 では、御説明は以上ということで、ありがとうございました。

では、委員のほうから御質問等がございましたらお願いします。

どうぞ。

○海原委員 すみません、3点ほど。

納税課様のほうでやられている、主に税金になると思うんですけれども、現状、口座振替しないで金融機関へ行ってやる処理というのは何ら変わらない、変更はないという理解でよろしいでしょうか。

○金納税課長 納付書で払うものですか。

○海原委員 そうです、はい。

○金納税課長 変化ございません。

○海原委員 分かりました。

2点目なんですけれども、今度は銀行が口座振替しましたということで、逗子市の指定金融機関へ送金すると思うんですけれども、それはL G W A Nを使うと思うんですけれども、そのときの各金融機関のアルゴリズムとかシステムは同じでしょうか、考え方は。

○金納税課長 今はこちらからフロッピーを銀行さんに直接持ち込んで、そこに

銀行支店名、金額とか口座番号とか入っているんですが、振替が終わったらそこに、全銀協フォーマットという銀行の共通フォーマットがあるんですが、そこに1つ、データの項目がありまして、そこで引き落とせたかどうかというコードがありまして、それで引き落とせました、資金不足でした、口座がありません、何か違っています、その他の違いがありますというのは入れてフロッピーを返していただくんですね。今回についても同じような形で、浜銀なんかのこの、前回もそうなんです、行ってから、また同じ経路で戻ってくると、そういうような形になります。

○海原委員 それは、各金融機関、全部同じということですか。

○金納税課長 同じです、はい。

○海原委員 そうすると、今おっしゃった中で不渡り等は、ケアレスミスも含めて、そういう場合はどうなんでしょうか。

○金納税課長 よくあるのが資金不足、要はお金を入れるのを忘れちゃう方が多くて、そういう場合は資金不足という形で返ってきますので、そうしたら、その資金不足の方とか、あるいは口座がそもそもないとか、そういう方についてはこちらで抽出しまして、その方に口座不納通知書というのを、納付書がついた通知書をお送りして、それでコンビニとか、あるいは金融機関で納めてもらう。

○海原委員 それは郵送ですか。

○金納税課長 郵送しています、はい。

○海原委員 タイムリミットまでに来なければ、またそれは繰り返すということですか。

○金納税課長 まず、口座の方については、まず、口座不納通知書を送りまして、それが納付期限から大体20日前後になりますが、それでも、1か月後までに来ない場合は、今度、督促状を送りますので、これは口座振替と納付書は関係なく、地方税法上、あるいは国保等で督促状を送らなきゃいけないとなっていますので、ちょっと期間は違うんですが、国保とか後期なんかは60日以内、税は30日以内ということでやっておりますが、そういうところで督促状。それで、また紙で納めていただくという形。

○海原委員 その方は、もう紙になってしまうということですか、その時点で。

○金納税課長 そういうことです、はい。

○海原委員 分かりました。ありがとうございます。

○安達会長 よろしいですか。

○海原委員 はい、ありがとうございます。

○安達会長 では、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

どうぞ。

○島田委員 ただいま説明を受けた、この別添の資料のオンライン結合の内容等の一番下の「ネットワーク接続は、横浜銀行と同様にL G W A N経由で行う」という、ここの文章なんですけど、今の説明を聞いて大体分かったんですが、この文章だけ読んで理解できないんです、文章では。これをやっぱり分かりやすく説明する、記述する必要があると思うんですが、これは文章が「L G W A N経由で行うものとし」と、それ以降、「各銀行指定の方法、又は、複数の銀行へ伝送サービスを行っている事業者への委託業務とする。」と。ここが分かりにくくなっているわけです。だから、各銀行指定の方法というのは何を言おうとされているのか、伝送サービスのことだと思いますけれども、各銀行それぞれの伝送サービスの方法なんでしょうか。とにかくちょっとよく分からないんです。これは分かりやすくするようにしないとということです。

○森田副会長 ちょっと今の点に関連してということになると思うんですが、ちょっと私もよく分からなかったのは、L G W A N経由で行うんだけれども、今回はその業務の中に事業者への委託をする部分があるということなわけですかね。

○金納税課長 可能性としてあるということです。

○森田副会長 可能性ですか。つまりL G W A Nというのは、私もよく分からないんだけれども、基本的に役所関係のシステムですよ。

○金納税課長 はい。

○森田副会長 その一部を事業者にやらせるということなんですか。

○金納税課長 L G W A Nは、簡単に言えばローカルガバメント・ネットワークですので、要は地方公共団体とかがつながっているネットワークですが、そこにのつけられるというのは、J - L I S、情報システム機構という国、今は独立、地方共同法人という法律でできたものなんですけど、要は国からの、例えば

番号法の関係のサーバだとか、そういうものを扱っている団体が。その J - L I S が認めた団体として、いいよというベンダーさん、例えば大手の N E C さんとか、そういうようなところしか L G W A N にのっからないんですね、認定した団体。だから、その L G W A N に認定された団体からじゃないと銀行さんは引っ張れない、銀行さんは直接 L G W A N にのれないので。だから、そういった事業者を通してというような形。

○森田副会長 L G W A N にのつかれると認められている業者さんを、その委託業者とすると、そういう前提なんですね。

○金納税課長 そういうことです、はい。

○島田委員 L G W A N の、今、関連して。要するに、L G W A N というのは地方公共団体が主として使う閉ざされたネットワークだから、割合安全性は高いと。それに接続する業者として、何かそのゲートウェイというか、その口に接続して、こういう伝送サービスを接続して行うということ。

○森田副会長 なんですかね。ですから、ちょっとやはり業務委託するとなると、セキュリティーが大丈夫かという疑問が出てくるので、一応、そういうチェックを受けている業者が前提だよということは、この中で説明というか、何か入れていただいたほうがいいかなとは思いますが。

それで、その選定は、これから入札か何かでやることになるんですか。

○金納税課長 今、実は銀行ごとに要はベンダーが違うものですから、L G W A N にのってくるベンダーが違う物ですから、それで一件一件ちょっと話をし出したら、ちょっとやっぱり手間がすごく、どっちにしろ全部話さなきゃいけないんですけれども、やっぱりお金の関係ですね。やっぱり一件一件契約するよりも、業者のほうと、左側の業者のほうとまとめて契約したほうが安い可能性が出てきたんですね。

ですから、そっちのほうでやろうかというところで今考えていて、今、神奈川県では3社入ってしまっていて、おおむね3社入ってしまっていて、そのどれかか、あるいはほかの、基本的にこのサービスをやっているのは銀行系のベンダーですので、銀行が元々持っていた電算会社のベンダーというところ、そういうところがほかの地方から入ってくるかどうかというところだと思います。入札になると思います。

- 安達会長　じゃ、この別添の一番下のところの「各銀行指定の方法、又は、複数の銀行へ伝送サービスを行っている事業者への委託業務とする。」というのは、銀行ごとに取扱いが違うというのではなくて、逗子市の方針として、各銀行指定の方法にするか、またはどこかの事業者とまとめて委託業務にすると、どちらかについてまだ検討中という、そういう意味ですか。
- 金納税課長　はい、そうです。そのとおりです。
- 安達会長　両方をまたぐわけではないんですね。ある銀行についてはこちらで、別の銀行はこうだということではないんですか。
- 金納税課長　なるべくそれはやりたくなくて、できれば一番こちら側の、1社に委託して、全部あとは配送してもらうようにしてほしいんですが、銀行さんがどこまで対応できるかというところがありまして、一応、今聞いている業者によりますと、逗子市が収納代理と指定金融機関って9行あるんですが、それは一応全部対応できるというふうには聞いております。ただ、ちょっと横浜市なんかでは、すごく小さい銀行とか信用金庫で紙しか受け入れないというところもあって、そういうことは逗子市は無いと思うんですが、できればこっちにしたいと、そういうことになります。
- 安達会長　場合によっては、両方の方法を銀行ごとに分けてやるということも、可能性としてはあるということですか。
- 金納税課長　あります、はい。
- 安達会長　ほかに御質問等ございますか。
- 島田委員　これは複数の銀行候補になっているのはどこですか、具体的な上記のリストのうち。みずほからゆうちょまで一覧ありますよね。それで、今、複数の銀行で共同でデータ通信をやろうとしているのは、どちらの銀行になっているんですか。それはまだ分からない。
- 金納税課長　それが、一応、神奈川県の実績では、NTTインターネットという会社とAGSという会社、これはりそな銀行系ですね。あと富士通ワイエフシー、これは富士通系、その3つが実績がございます。そのほかにも、ちばぎん情報サービスとか、ちょっと遠いところなんですが、そういうところも可能性としては。
- 安達会長　今の御質問は、この8行の中で、もう具体的にこれは業者委託で

きるというふうに確定しているところはあるんですかということ。

○島田委員 伝送サービス会社じゃないんですよ。この複数行、ここで候補になっている銀行というのは今特定できるんですかと言っているんです。

○金納税課長 はい。9行全て、一応、会計課のほうで交渉していただいております。

○島田委員 9行、大小関係せず。取りまとめになる可能性はあるということ。

○金納税課長 そうです、はい。

○島田委員 右のほうの図で。

○金納税課長 ええ。こっちのほうでやりたいというところで、銀行さんのほうに交渉してもらっています。

○島田委員 そうですか。

○安達会長 そうすると、もう横浜銀行も含めてですか。

○金納税課長 これは実はまだ予算をいただいていない事業ですので、早くて令和4年度10月ぐらいに開始可能なんですけど、浜銀さんはもう来年の3月でフロッピーディスクを受け付けないと言っていますので、前回、昨年11月に諮問させていただいた一番上のやり方で半年間やらせていただいて、だから、できれば今年のもう早い時期から、秋ぐらいから始めて、1年間ぐらいですかね、やって、その後にこっち側に移行するようなことも考えております。

○安達会長 じゃ、最終的には横浜銀行も含めて、9行同じような方式でできればいいということですか。

○金納税課長 やりたいというところで思っています、はい。

○安達会長 ほかにいかがでしょうか。

○海原委員 逗子市はN T Tデータと横浜銀行という関係で行くんですよね、基本は。

○金納税課長 浜銀さんのところはそうです、はい。

○海原委員 浜銀はそうですね。

○金納税課長 はい。

○海原委員 それで、逗子市は基本的に浜銀さんがメインになっていて、その業者がN T Tデータ。

○金納税課長 支払いとか、浜銀さんの口座振替に関してはそのセットになるん

ですが、口座振替は各銀行さんに直になりますので、そうしたら、先ほど言ったように、その下になるのか、こちら側になるのかというようなところになるんです。業者さんも、もしかしたら変わる可能性もあると、銀行さんによって。

○海原委員 そうすると、セキュリティーの担保というのは、逗子市に一番近い銀行8行の中を監査しないで、その8行がその下を監査するということで個人情報担保するという考え方でいいのでしょうか。

○金納税課長 浜銀さんの場合はそういう形でやっていますが、逆になる可能性もあります。要は業者さんのほうに直接出しますので、その業者さんに個人情報を担保させて、委託業務になるので、そこで個人情報の収集等で縛りをかける。で、銀行さんに流すときに、そういうことで遺漏がないようにということで作る形になる可能性も、どちらもあると思います。銀行さんが前に来るのか、ベンダーさんが前に来るのか、ちょっとどちらもあると思います、可能性として。

○島田委員 あともう一つ、前回の諮問書ですよね、令和2年10月の諮問書が保育課のほうが付されているんですけども、ここではセキュリティー対策について等がつけられているんですが、今回は何か資料として諮問書と書かれているだけで、何かその辺のところはつけられていないんですけども、この辺はどう理解したらいいですか。

○金納税課長 そのほかについては、前回の諮問と同様ということで。

○島田委員 それはどこかに書いてあるんですか。

○金納税課長 書いていないです。言葉では説明したんですが、すみません、この別添の中には入っていないです。

○島田委員 いや、文書に入れてもらいたいと思いますので。

○金納税課長 はい、分かりました。

○海原委員 逗子市の情報セキュリティー方針というのですか、それをどこに書いてあるのかなと思ってホームページを探したら、A4、2枚ぐらいは見つかったんですけども、ほかにどこかあるんでしょうか。A4、2枚だけだと、多分あまり意味がないようなことだったような気がするんですけども。

○金納税課長 まず、市長部局として設置している情報セキュリティー対策基準、結構分厚いのがありまして、そのほかに実施手順というものもありまして、そこ

に詳しく書いてはあるんですが、ただ、ネットワーク接続についてはセキュリティーポリシー関係はあまり書いてなくて、実は。どちらかという、個人情報保護条例のハンドブックのほうにそのことが書いてある程度、もう基本的にはネットワーク接続はしないという前提なので、セキュリティーポリシーのところにも、そこは入ってきていないところはございます。ただ、触れられている部分で、何かグループウェア的なものの使用をどうするかとか、そういうのはちょっと触れられていますが、ネットワークについては、もうそこでストップというところで。

○海原委員 ネット、ホームページから入ることはできないということですか。

○金納税課長 はい、そうです。公開していないです。

○海原委員 していないですね。はい、分かりました。そうですね、公開したらまずいですから。分かりました。

○安達会長 よろしいですか、ほかにいかがでしょうか。

委員から指摘ありましたように、オンライン結合の内容等というところの2段落目の「ネットワーク接続は」という以降が非常に分かりにくくて、これだけではよく理解できないという御指摘ありましたので、そこはもう少し丁寧に説明していただく必要があると。とりわけ事業者に委託業務とする場合の事業者というのが、認定を受けた事業者であるということは明記していただく必要があらうということでしょうかね。

それから、前回、昨年と同じく、口座振替方法についてとセキュリティー対策についてという2項目、挙がっていますので、これは今回についても記載していただくほうがいいということですね。

ほかに何か御指摘等、委員のほうからありますか。いかがでしょうか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、以上2点について、別添の資料を修正していただくということを条件として承認という扱いにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、御異議なきものとして扱います。

では、別添の資料を修正していただいた上で、それを委員のほうにメールで送っていただいて、それを確認した上で答申ということにしたいと思います。よろしいですか。

では、本件については以上とさせていただきます。ご苦労さまでした。

—納税課、高齢介護課、国保健康課、都市整備課、保育課 退室—

○安達会長 それでは、議題の（４）に入りまして、令和２年度諮問第24号に係る変更点について、これは報告事項になっておりますけれども、これを扱います。

では、所管課の入室をお願いします。

—高齢介護課、国保健康課 入室—

○安達会長 では、最初に、所管課の職員の皆様の自己紹介をお願いいたします。

○廣末福祉部参事 国保健康課の廣末です。よろしくお願いします。

○伊藤高齢介護課長 高齢介護課の伊藤です。よろしくお願いいたします。

○堀田高齢介護課副主幹 同じく高齢介護課の堀田です。よろしくお願いいたします。

○安達会長 本件につきましては、令和２年度の諮問案件で既に答申済みですが、当初の予定より変更となった点についての報告ということで、特に高齢介護課と国保健康課分についての御報告ということです。

では、御説明をお願いします。

○廣末福祉部参事 それでは、今、御案内いただきましたとおり、令和２年度に答申いただきましたビッグデータの提供、データの提供ですね、国保と高齢介護のほうのデータの提供に関する提供の方法が、２点、変更になった点がございますので御報告をさせていただきます。

変更点の１つ目といたしましては、オプトアウト通知をする方法につきまして、当初、世帯主及び世帯員全員に個別の名称を振って、それで御通知申し上げるという方法としておりました。こちらを、通知につきましては１通に、世帯主様及び家族の皆様も必ず御覧くださいと、御確認くださいという、そういうお知らせの方法に変更いたしました。

こちらにつきましては、国、内閣府のほうに、こういうオプトアウト通知の仕方でも構わないかという確認を取っておりまして、問題がないということが

確認できましたので、この方法を採用するということでございます。

2点目につきましては、オプトアウト通知をした際に、それに対する意思表示といいますか、個人情報のデータ提供を拒否をすると、そういうような意思表示に関しまして、これまで文書で返送していただいて確認をすると、市のほうでいただいて確認をするという方法でお話をさせていただいておりましたが、こちらを委託予定の事業者であります一般財団法人日本医師会医療情報管理機構、J-MIMOという説明をさせていただいておりましたが、そちらが運営するコールセンターのほうに連絡をしていただくという方法と変更いたしております。

これに伴いまして、事前にデータの提供以外に、そのコールセンターでの対応という業務委託が発生するということになりますので、こちらの業務委託というところでも新たに無償で契約をする予定でありまして、当然、個人情報を取り扱いますので、個人情報の取扱いについての特記仕様書だとか、そういうものを記載させていただくということで変更していこうと考えております。

変更点につきましては以上でございます。

○安達会長 どうもありがとうございました。

事務局から5月に、各委員にメールで連絡があったと思いますけれども、その際に、委員のほうから御意見を伺っていますが、そのときとは少し内容がまた変わっているということです。

確認しますと、変更点は3点ということですね。1つが、この協力の依頼は世帯主宛てにするということで、家族全員じゃなくて世帯主宛てにして、その中で家族の人にも閲覧してもらうということを明記すると、それが1点目ということです。

○廣末福祉部参事 はい、そのとおりです。

○安達会長 2点目として、拒否をしようという場合については、当初は文書で拒否回答書というのを出していただくということでしたが、それではなくて、文書形式はやめて、この日本医師会の医療情報管理機構のコールセンターのほうに連絡をしてもらうという形に変更するということですね。

○廣末福祉部参事 はい。

○安達会長 それから、それに伴って、その問合せ先について、この相談センタ

一に業務委託するということ、この３点でしょうか。

○廣末福祉部参事 はい、そうです。

○安達会長 以上ですが、委員のほうから御質問等ございますか。

どうぞ。

○森田副会長 まず、資料３でお配りいただいているのが、その通知の内容ということでしょうか、こういう。

○廣末福祉部参事 はい。まだ、現段階では通知の案で確定したものではございません。ただ、方向性といったしましては、先ほど申し上げたように、これは世帯主宛てに、また、いつ頃送付かも決まっていますが。

○森田副会長 確定していないと言われちゃうと困るんだけど、取りあえずこういうものを考えているということですね。

○廣末福祉部参事 そうです、はい。

○森田副会長 だから、これを前提に議論するんですが、まず、上のほうで書いてあるＪ－ＭＩＭＯというんですか、これが相談センターにもなっている一般財団法人日本医師会これこれという、そういう団体なんでしょうか。

○廣末福祉部参事 はい。

○森田副会長 要するに、医療ビッグデータを加工する業者ですよ。

○廣末福祉部参事 そうです、はい。

○森田副会長 だから、そこの業者に委託、問合せ先のコールセンターの機能も委託をするということだと思うんですが、そうすると、こちらの業者のほうでオプトアウトの連絡を受け付けて、それで、その後その情報は市のほうに伝えられるということなんですか。

○廣末福祉部参事 はい。

○森田副会長 要するに、市のほうが情報を提供する段階で、後からの連絡もあるんでしょうけれども、連絡を聞いた時点で、市のほうがその人を除外すると。

○廣末福祉部参事 そうです、はい。

○森田副会長 除外することは、このＪ－ＭＩＭＯのほうでやるということじゃないわけですか。

○廣末福祉部参事 違います、はい。

○森田副会長 だから、そこは受付業務をやってもらって、除外する手続は市の

責任でやるということですね。

○廣末福祉部参事 はい、そうです。

○森田副会長 流れは分かりました。

これは一般的に J－M I M O というところでは、ほかの自治体からの情報を受け入れる場合にも同じようなことをやっているのでしょうか、業務として。

○廣末福祉部参事 一般的にといいますか、他の自治体1つが、同じように、今回 J－M I M O と、こういう方法で医療データの提供を行っていくということは伺っております。

○森田副会長 医療情報の提供を受け付けるに当たって、コールセンター機能を受託するということも、そのケースでもやっているということですか。

○廣末福祉部参事 実際まだ、その自治体も同じような段階なんですね。同じように委託をしてやっていく予定というところで聞いております。

○安達会長 よろしいですか。

私のほうからちょっと質問ですが、この資料3の四角の下から2つ目のところに、「16歳未満のお子さんやご自分で判断することが難しい方は、保護者等の方がこの手続を行うことができます。」ということになっているんですが、で、一番下の「提供の停止を求める際には、相談センターにご連絡ください。」とあって、メールかウェブか、住所があるからはがきでもいいんですかね。そういう方法で連絡をするという場合に、本人なのか保護者なのかということの確認はどうやってするのでしょうか。本人からの申出かどうかという点、確認は必要ですね。それはどうやってやるのでしょうか。

○廣末福祉部参事 今の御質問の趣旨といたしましては、要は保護者の方ですか、要は御本人以外の方から、その方の申請があった場合に、それが本人の意思だという、そういう確認をどうするのかという。

○安達会長 はい、そうですね。本人である場合も、16歳未満である場合の扱いとかというものもあるでしょうし、自分で判断するのが難しいかどうかということも分からないですね。

○廣末福祉部参事 はい、そうですね。その場合には、基本的にはその当事者の保護者だという申出といいますか、そこで、その確認を市のほうに恐らく依頼をしてくると。一応承っておいて、その方が保護者なのかどうかという確認を

市のほうに回ってきますといえますか、確認してくださいということで来て、そこで市のほうで、それが保護者だということが確認できれば、その申出は賜るという、そういう流れになろうと思います。

○**安達会長** ということは、この相談センターのほうでは、単に形式的に連絡を受け取るというだけの仕事で、こういう人から連絡がありましたということの事実を市のほうに伝達してもらうということになるのでしょうか。

○**廣末福祉部参事** そうですね。コールセンターのほうでは、御本人に対する保護者というところまで確認はできることの情報を多分持ち得ないと思いますので、実際に削除の場合と同じように、具体的な詳細については市のほうで確認を取った上で、その処理というところにつながっていくものだというふうに思います。

○**森田副会長** そうしますと、オプトアウトの処置をするのは市のほうであって、ここはそういう申出をするかどうかの前提としての問合せが、まず来るであろうと。

○**廣末福祉部参事** そうですね、はい。

○**森田副会長** それで、提供がどういうふうにされて、それがどういうふうに加工作れるのかみたいな話は、市よりも、むしろここが説明したほうが説明できるから、そういうことを伝えてもらって、オプトアウトの意思表示をするかどうかを聞いてもらうという、そこまでここにやってもらうという感じなんですね。

○**廣末福祉部参事** そうです、はい。

○**森田副会長** それを市に伝えてもらうと。

○**廣末福祉部参事** はい。

○**安達会長** 単にお申出を事実として受け付けて、それを市のほうに伝えてもらうというだけの場合に、こういう業務委託というのは必要なかどうかというのはちょっとよく分からないですよ。もう市のほうで直接受け付けてやったほうが早いんじゃないかという気もしますね、その本人確認という意味では。いかがなんでしょうか。

○**廣末福祉部参事** 今、今回、国保と介護ですけれども、それだけでも課が分かれて通知もそれぞれの通知のときに行きますので、その受付をするとなると、

それぞれで受付をするのか、もしくは共通の受付窓口みたいなものが必要となってくるかと思いますが、現状ではその体制を築くというためには人手と経費がかかりますので、その業務をコールセンターという形で受けていただくと、そのように考えています。

○**安達会長** 所管課が複数にまたがるので、横断的に処理したほうがよいということですね。

○**廣末福祉部参事** そうですね、はい。

○**安達会長** あともう一点ですが、今のこの資料3の下から2つ目の四角の中ですけれども、「提供の停止を求める際には、相談センターにご連絡ください。」という、この表現なんですけれども、これで十分なのかどうかというのがちょっと気になっているんですけれども、提供を拒否したいという場合に、相談センターには何を伝えればいいのかと、単に提供したくない、しませんという拒否の意思の有無だけでいいのか、それとも、何らかに関連する事項もコールセンター、相談センターに伝える、そういうことになるのかという点が、ちょっとこれでははっきりしないというのが1つと、それから、相談センターに連絡をくださいという表現でいいのかどうかという。通知ではないんですかね、本人のほうから拒否の意思を伝える、通知する、通知してくださいということではないのか。連絡というと、何かそこでやり取りがあるような感じがあるんですが。ちょっとその辺がよく分からないのですけれども。

○**廣末福祉部参事** 一応、1つ目の丸のところで、提供を望まない方は提供の停止を求めることができると。で、求める際には、相談センターのほうに連絡をしてくれという、そういう意味合いで書いていましたので、コールセンターなので、停止を求める方から、通知というよりは連絡して、私は嫌だよという意思表示をしてくださいという、その程度の意味合いでの連絡という意味で書いたつもりだったんですけれども。

○**安達会長** 元々名称は相談センターだと、そこで相談を受け付けるかのようなニュアンスで受け取られるんじゃないかなという気もしますけれども。

○**廣末福祉部参事** そうですね。元々このオプトアウトの、情報提供の停止といえますか拒否をしていただくというのと、あとこのこと自体がやっぱり分からないという方もかなり多いのかなという意味では、これは問合せ先としてコー

ルセンター、相談センターにいろいろ相談、質問、そういうものもそちらにという意味で、どちらかというところ少し門戸を広げて、そういう問合せ等もこちらのほうにしてくださいという機能として考えております。なので、情報提供の停止以外にはここを使わないでくださいというふうにとられたくないので、こういう表現にしたんですが。相談センターがいいのか、それとも、ただのコールセンターとしたほうがいいのか、そのあたりは御指摘で分かりづらいということであれば、検討はしますが。

○安達会長 何となくですけれども、提供を拒否したい場合の事前相談のような、事前に相談してくださいというように読めるかなという気がするので、もう少し明確に、このセンターに連絡する趣旨をはっきりさせたほうがいいかなというのと、それから連絡する場合に、提供しないという意味だけじゃなくて、氏名その他の情報についても聞き取る必要がありますよね。氏名以外の連絡先とか、そういうのももしかしたら聞き取る必要があると。そうすると、何と何と何について、これに連絡してほしいのかということをごどこかで記載が欲しい気がします。

○廣末福祉部参事 分かりました。

そうしますと、一応これはA3といいますか、この大きさを両面で通知をするか、もしくは圧着式でするのか、ちょっとそこら辺はやり方を考えている、決め切ったわけではないんですけれども、その際に、よくある質問をつけておりますので、こういう質問の類いも、お気軽にこの相談センターのほうにお問い合わせください的なものも加えるといいかなと思いますが、そんな感じでよろしいですか。

○安達会長 そうですね。

○廣末福祉部参事 分かりました。

○安達会長 この場合、単に事前に相談するところで、正式な意思の通知はどこかほかでするのかなというふうに読めてしまうので、そこははっきりさせる必要があるかなと思います。

○廣末福祉部参事 はい。

○安達会長 委員の方から、ほかに何か御質問、御意見等ございますか。
どうぞ。

○森田副会長 ちょっとやはり気になるのは、御家族の皆様も必ず御確認くださいというふうに書いてあるんですが、ちょっとこれでちゃんと全部伝わるかというのが何となく、こういうの、しょうがないのかもしれないんですけども、ちょっと。個々人ですので、申出するのが。気になるところではある。

これは白黒になっちゃっているんで、余計見づらいところはあるんですけども、実際にはどういう色というか、このお知らせはということなんですけれども。

○廣末福祉部参事 2色、3色刷りといったら、こんな感じで、提供の停止の部分は赤で、ちょっと確かに御家族のところはこういう白抜きになっているんですけども、例えばもっと下線を入れるとか、色を変えるとかということであれば。ちょっと青に赤だと分かりづらいかもしれない。

○森田副会長 そうですね。ちょっとそれで見ても、埋もれちゃっている感じはするので。

○廣末福祉部参事 もう少し強調するという。

○森田副会長 ええ、そうですね。あとは、やはり御家族一人一人がとか、要するに全員に目を通してほしいという趣旨が明確になるような表現を工夫していただければと思うんですけども。

○廣末福祉部参事 はい、分かりました。

○安達会長 確かに提供の拒否について、家族一人一人の判断で、それぞれ拒否するか、しないかという意思表示が基本ですということは書く必要ありますよね。

○森田副会長 家族の皆さんも必ず御確認くださいだけだと、何となく家族を代表して誰かが言うみたいな感じに受け止められちゃう可能性もあると思うので、拒否することは一人一人の判断でできますというような表現をどこかに入れるとか、その辺は工夫していただければと思います。

○安達会長 そうですね。このままではちょっと家族を代表して世帯主が判断するというふうに思いがちですよ。

ほかに皆様、いかがでしょうか。

どうぞ。

○海原委員 すみません、2点ほど。非常に細かいことですけども、コールセ

ンターに電話したときに、ここにいる皆さんみたいに知見の高い方ならいいんですけれども、一般の市民でいくと、拒否ならいいんですけれども、オプトアウトという言葉は極力使わないようにしていただきたいなと思います。

それから、2点目。これはまだ案だということなんですけれども、頂いた資料3の2枚目なんですけれども、「Q5 個人情報を提供するメリットは何ですか？」ということで、医療費適正化などがメリットになっているというんですけれども、これは一般的に普通に市民が読むと、今の医療情勢を鑑みると、ターゲット・コストイングでいくと、もっと上げなきゃいけないという判断が出てくるんですね。ですから、このところは別に医療費適正化と入れないで、健康増進や皆様に提供される保健医療福祉サービスの質の向上に役立つのほうによろしいかな、またはほかの表現のほうによろしいかなというふうに思いました。ここはお任せします。

○安達会長 よろしいですか。

ほかに何か。

どうぞ。

○望月委員 相談センターが相談する機能と、それから提供を拒否するところを受付するという機能の2つあるというのは分かったんですけれども、そうすると、電話をかけた人が、結局何の趣旨で電話をしたのか分からなくなるというか、受け付けるほうの側で、この人は何のために電話してきたのかというところが、しっかり会話がかみ合えばいいんですけれども、結局何だか、電話はしたんだけど、どうしていいのか、かけているほうも分からないし、受け付けたほうも何の話だったのかよく分からないみたいなふうになってしまうのが、何かちょっと怖いかなと思うんですね。書面だったら、もう拒否しますとかって書いたものを署名捺印するとかではつきりすると思うんですけれども。なので、その受け付ける側の問題かもしれないんですけれども、マニュアルなのかも分かりませんが、きちんとそれは拒否の受付なんだということがはっきりちゃんと分かるような形で行われるように、そこの指導みたいなのはやっていただきたいかなと思います。

○廣末福祉部参事 はい、分かりました。

○森田副会長 今のことですけれども、御本人は拒否の申出をしたつもりなんだ

けれども、受付のほうはいろいろ話をして、後で了解してもらったみたいなことで、そういう受付でなくなっちゃう可能性もちょっと心配ではあるんですよね。そこの意思の食い違いが出てきてしまうと困るので。これは改めて市から意思確認とかするわけじゃないですよ。この人は拒否しましたという連絡をもらうわけですよ、そっちはそこまでだから。だから、そこはきちんと、しようがないんだろうな、そこで確認してもらうしか。センターのほうで確認してもらうということでやるのであれば、やはりその意思確認はしっかりしてくださいということは徹底してほしいと思います。

○安達会長 電話でも相談を、そうやって相談というか連絡を受けられるということだと、表現が曖昧だったりしているんですね。意思がはっきり確認できないということはあるわけで、そうすると、言った、言わないという話になって、何らか証拠らしきものが残らないとまずいのかなという気もするんですけれども。だから、メールとかファクスとか、あるいははがきとか、そういうもので改めて出してもらうとか、そういうことは必要ないんでしょうか。電話だけで、ちょっと不安がありますよね。

○森田副会長 そうですね。

○廣末福祉部参事 はい、分かりました。今の御指摘を踏まえまして、例えば電話を、提供の停止を求める場合には1をとかということが多分できないと思うので、最初にコールセンターで受けるときに、用件が、まず、提供の停止を求めるということなのか、それともそれ以外の何か質問なのか、それともこの制度に関する相談なのかみたいな、少し案内するときに分かりやすい、あなたはこのことですか、このことですかという、最初に仕分けをするような、そんな工夫ができればと思いますので、ちょっとそこは事業者のほうと、こういう御意見があって、そういう分かりづらいというときの、分かりやすくするための工夫を協議しながらやっていくと、そんな形で進めさせていただければと思います。

○安達会長 電話の場合、何か記録を取っておいていただく必要がありますね。

○廣末福祉部参事 そうですね、はい。

○森田副会長 今は自動録音できる電話もありますので、よくかけると、これは録音されますというのが流れてですね、少なくともそれは必要かなと思います

し、あとこの電話番号は、一般的な番号なんですか。つまり逗子市のこの件についての番号というわけではないんですか。その他もろもろ、いろんな相談、この機構へのもろもろの相談を全部ここの番号で受け付けるということなんですか。

○**廣末福祉部参事** いえ、そうではないと思います。ただ、これが逗子市のこの専用なのか、それともほかの自治体、今、自治体自体は全然多くないので、限られた自治体共通のものなのかというのはちょっと確認しないと分からないですが、それは専用のほうがいいというお話で。

○**森田副会長** そうですね。

○**廣末福祉部参事** 分かりました。それで進めていただくようにはお話しします。

○**安達会長** よろしいですか、ほかにいかがでしょうか。

○**森田副会長** なかなかあまり実績のない中でやるというのは大変だとは思いますが、それだけに、ちょっと慎重な対応をお願いしたいと思います。

○**廣末福祉部参事** はい。ちなみに、ごめんなさい、資料の中ではファクス番号が記載されていないかと思います。こちらは実はこの機構のほうでは、現在、ファクスというやり取り自体がないので、ファクスを持っていらっしやらないということなんですね。こちらとしては、障害のある方とか、そういう方が意思表示する際にファクスじゃないかという方も恐らくいると思いますので、そういう方のためにもファクスも対応してほしいということで申し上げておまして、ファクス番号、最終的には入ってくるということで確認を取っておりますので、一応、補足で申し上げます。

○**安達会長** その他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項ですので、今いろいろと出ました意見をぜひ参考にしていただいて、表現等見直しをよろしくお願いいたします。

それでは、本件は以上とさせていただきます。

○**廣末福祉部参事** ありがとうございます。

—高齢介護課、国保健康課 退室—

○**安達会長** よろしいですか。それでは、議題の（５）その他にまいります。

では、事務局からお願いします。

○**矢島情報公開課長** その他として、報告事項が６件と日程調整が１件あります。

こちらの会議室、12時までの予約で、ちょっと残り時間が少ないので、日程調整を除き6件続けての御報告でもよろしいでしょうか。

○安達会長 よろしいですか。

では、そのようにお願いします。

○矢島情報公開課長 そうしましたら、まず、資料4の令和2年度個人情報保護制度運用状況について御報告させていただきます。

こちらは令和2年度、1年間のものをまとめたものです。1の個人情報取扱事務の登録状況につきましては、令和元年度末に662件でしたが、令和2年度に新規が28件、抹消が18件ありましたので、結果、令和2年度末で672件になっております。令和2年度中の変更は97件ありました。

2の審議会への諮問状況につきましては10件です。5ページ、6ページが諮問の一覧で、昨年度、当審議会で御審議いただいた内容となっております。

2ページ目の3の開示請求件数及び決定等の内訳につきましては、開示請求件数が6件で、その内訳は、全部開示が4件、一部開示が1件、不存在が1件となっております。4ページがその請求内容及び決定状況となります。

4は、請求の所管別内訳です。高齢介護課が1件、都市整備課が1件、下水道課が2件、保育課が2件となっております。

5は、同一人による請求件数の内訳です。2件請求した方が1人、1件請求した方が4人で、実人員は5人となっております。

6は、簡易開示の実施状況で職員課が10件でした。こちらは条例第18条に基づく特例開示請求です。

それから、7番目、行政不服審査法に基づく審査請求はゼロ件です。

8の条例に基づく不服申出等の状況はゼロ件です。

3ページ目に移りまして、9の類型諮問に係る利用・提供の実施状況につきましては、こちらは条例第10条第1項第4号関係の平成26年10月7日付運営審議会答申に基づく報告となります。軽自動車税賦課事務に係る刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会による提供が13件、道路交通法第51条の5第2項照会による提供が106件となっております。市営駐車場維持管理事務・放置自転車等対策事務に係る刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会はありませんでした。防犯カメラ設置・管理運営事業に係る刑事訴訟法197条第2項照会に基づ

く提供は、環境都市課、市営駐車場・駐輪場が1件、文化スポーツ課が1件ありました。

4 ページ目に移りまして、10、請求内容及び処理状況について、先ほどの3の開示請求件数及び決定等の内訳でお話しさせていただきましたとおり、請求件数は6件です。うち不存在、一部開示決定がなされた請求を御報告させていただきます。

1 番、2 番の下水道課への請求は一部開示と不存在決定となっています。1 番の一部開示決定は法人の口座情報が非開示で、2 番の不存在決定の理由は保存年限が経過のため、申請がないため書類はないの2つに分かれております。

次に、5 ページ、6 ページになりますが、11、個人情報保護運営審議会への諮問一覧ということで、昨年度は10件、当審議会で審議がありました。内容的には記載のとおりですが、諮問第11号と第12号につきましては、内容を一部修正し、24号と25号で再諮問させていただいています。

7 ページは当審議会の開催状況ということで、令和2年度はコロナ禍の中、4 回開催させていただきました。ありがとうございました。議題等については記載のとおりです。

簡単でございますが、令和2年度の個人情報保護制度運用状況についての報告は以上となります。

それから、続きまして、逗子市個人情報保護条例ほかの改正について御報告させていただきます。資料5に基づき御報告させていただきます。

資料5につきましては、5 月末にメールにて各委員に送付させていただいたところですが、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、番号法について所要の改正が行われ、情報提供と記録を訂正した場合の通知先が総務大臣から内閣総理大臣に改めたこと及び番号法第19条第4号の追加に伴い、改正前の同号以降の号名を引用する例規の規定を改正する必要が生じたためです。

具体的には、資料5、新旧対照表のとおりですが、個人情報保護条例第22条第2項中、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「番号法第19条第7号」を「番号法第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改正したものです。6 月議会で可決されております。施行日は令和3年9月1日です。そ

らに伴って、解釈運用基準も改正いたします。

また、令和3年4月1日に当課が情報政策課から情報公開課に変更になったことで、既に解釈運用基準につきましては課名等を整理しておりますので、併せて御報告させていただきます。

それから、続きまして、すみません、急ぎ足で。3番目、資料6になります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正等について、資料6に基づき御報告させていただきます。

資料6につきましても、先ほどの条例改正の件と同じくメールにて既に各委員に送付させていただいたところですが、繰り返しになりますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布されました。この整備法において個人情報保護法を改正し、同法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。

地方公共団体の機関に関する規定については、公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日から施行とされ、令和3年度内を目途に順次関係関連政令等の策定、公表がなされる予定となっています。

今回の改正によりまして、全ての地方公共団体に適用されることとなる個人情報保護法の規定は、個人情報の保護と利活用の両立を図るための標準的な規律を定めるものなので、同法の趣旨、目的及び関係規定に対して条例の各規定について改正等の可否を検討の上、適切に対応が必要とされています。

7月に入りまして、国による都道府県及び市町村担当者向け説明会が、こちらの地区は7月8日にZ o o mによるオンライン開催が実施されたところで、暫定版の資料等は送付されてきております。

今後、施行令ほか、順次情報提供等行われる予定ですが、事務局としても検討項目について整理しまして、今後の審議会等で御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、続きまして、4番目、個人情報事務登録簿について御報告させていただきます。資料7を御覧ください。

今回、市長部局で新規が6件、変更が12件、抹消が1件、教育委員会で新規が1件ありました。登録事務件数は672件から6件増えまして、全体で678件になります。

新規の登録は、1ページ目は企画課の企業誘致推進事務となっています。記録の名称等は記載のとおりになります。収集の方法は本人からで、本人同意の上、電気通信大学の講座受講者情報を推薦の形で当該大学に提供します。

それから、2ページ目の新規登録は企画課の移住・定住促進事務で、記録の名称等は記載のとおりです。収集の方法は本人からで、本人同意の上でセミナー共催者に申込者情報を提供します。

3ページ目の新規登録は同じく企画課で、子ども議会事務で、記録の名称等は記載のとおりです。

4ページ目の新規登録は防災安全課の迷惑電話防止機能付電話機購入補助事務で、記録の名称等は記載のとおりとなります。収集方法は本人からで、利用は所管課のみとなります。

5ページ目の新規登録は同じく防災安全課で、罹災証明の発行業務で、記録の名称等は記載のとおりです。収集の方法は本人からで、本人同意の上、実施機関内で利用します。こちらは消防予防課の各証明交付事務の一部が防災安全課へ移行したのとなっておりま。

それから、6ページ目の新規登録は課税課の新型コロナウイルス感染症対策事務で、記録の名称等は記載のとおりです。収集の方法は本人からで、利用は所管課のみとなります。こちらは令和3年度市・県民税申告受付事務の際に、新型コロナウイルス感染症対策事務として、会場利用者の受付票を作成していたものですが、事業が既に終了し、保存期間が過ぎていますので、新規報告と抹消報告を同時にさせていただくものです。

7ページ目の新規登録は、教育委員会、図書館の閲覧席の管理事務で、記録の名称等は記載のとおりです。収集の方法は本人からで、利用は所管課のみとなります。

変更につきましては、一覧表を御覧いただければと思いますが、12件ありますが、うち1件は、先ほど防災安全課で御報告させていただきましたが、罹災証明の発行業務が消防予防課から防災安全課に移ったため、消防予防課の各証

明交付事務の登録に変更が生じたものです。そのほかの11件は、4月1日の組織改編により秘書課と情報公開課の登録簿について課名を変更したものです。

以上、雑駁であります。登録簿の報告となります。

それから、5番目ですね、防犯カメラの新規設置について、資料8、逗葉地域医療センター・保健センター防犯カメラ設置要領に基づき御報告させていただきます。

平成26年度の審議会におきまして、諮問第16号 逗子市が公共施設に設置する防犯カメラの管理運用事務に係る個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について、生活安全課から諮問させていただきました。

その際の答申で、本答申に基づき防犯カメラ設置及び管理運用に当たっては、個人の権利、利益を不当に侵害することのないよう十分留意されたい。また、今後、市が公共施設に新たに防犯カメラを設置し、管理運用を開始する場合は、管理運用に係る要綱を遵守し、各所管課において要領等を定め、本審議会へ報告されたいとあり、このたび新たな防犯カメラ設置施設が増えたため、報告させていただくものです。所管課は国保健康課となります。

併設の施設ですが、逗葉地域医療センター・保健センターに防犯カメラが6台、屋外用カメラ4台、屋内用のカメラ2台が設置されたものです。こちらは令和3年3月に設置されております。

現在、管財契約課が市庁舎、環境都市課、旧の生活安全課ですが、市営駐車場・駐輪場、市民協働課は文化プラザ市民交流センター、文化スポーツ課が文化プラザホールと逗子市立体育館、それから児童青少年課が、今、子育て支援課に変わっていますが体験学習施設、緑政課が池子の森自然公園、図書館が図書館、国保健康課が逗葉地域医療センター・保健センターということで、8課9施設に設置されています。

以上でございます。

それから、6番目、特定個人情報保護評価の報告になります。資料9となりますが、こちらにつきましては栗原副主幹より御報告させていただきます。

○栗原情報公開課副主幹 栗原です。引き続きよろしくお願いいたします。

資料9を御覧ください。

今回は、既に公表されております評価書のうち、新たに情報連携をする業務

の増加に伴う再評価の実施、こちらは具体的に申し上げますと評価書番号3番、予防接種に関する業務と、当初公表日から5年を経過したことによります再評価の実施、こちらは具体的に評価書番号21番、22番がございますので、御報告させていただきます。

評価書番号3番の予防接種に関する業務につきましては、増加する業務というのが実は2つ、2回ございまして、1つが新型インフルエンザ特別措置法に関する予防接種の関係と、もう一つは新型コロナウイルス感染症に関する予防接種に関しまして、業務増加というところで再評価の見直しをしたというところでございます。

新型コロナの関係につきましては、予防接種台帳に記載される方の数が当初に比べまして、今回、16歳以上の市民の方全員ということになりましたもので、いわゆるしきい値というものが一気に増えたわけではございます。ただ、逗子市の人口から見ますと、現在の基礎項目評価から重点項目の評価になります10万人を超えるということはございませんでしたので、評価方法は今までどおり基礎項目評価で実施をそれぞれさせていただいております。

新しい評価書につきましては、個人情報保護委員会のホームページから閲覧することは可能となっております。

以上です。

○安達会長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告事項、6件ありましたが、どの件でも結構ですけれども、御質問、御意見等、ございますか。いかがでしょうか。

○島田委員 資料8の防犯カメラ設置要領ですが、ちょっと私、前提知識があまりないのですが、これは地域ごとに逗子市では設置要領を定められているんですか。それとも、これを見ると、何か設置要綱に基づきというのがありますが、別に防犯カメラ設置要綱があって地域ごとに設置する、こういう要領を定めるということですか。その辺のところをちょっと説明を。

○矢島情報公開課長 そうですね、申し訳ありません。私も来る前の平成26年度の審議会におきまして、こちらの要綱のところを御審議いただいた経緯があったようです。ですので、資料として今回添付していないんですけれども、要綱を遵守して、各所管において要領等を定め、本審議会へ報告されたいというこ

とになっておりますので、要領だけちょっと今回添付させていただいたので、申し訳ないんですけれども、それをこちらのほうで追加でメールでお送りさせていただきます。申し訳ありませんでした。

○島田委員　お願いします。

○矢島情報公開課長　そのときの諮問答申の内容も、ちょっと分かるようなものがあればお送りさせていただきます。

○島田委員　お願いします。

○森田副会長　よろしいでしょうか。

○安達会長　どうぞ。

○森田副会長　国の個人情報保護法改正がどう影響するかという話なんですが、なかなかよく分からないですが、最近説明会があったというのは、それは国の個人情報保護委員会主催ですか、それとも。

○矢島情報公開課長　総務省と合同で、保護委員会の方がお答えになりました。それで、7月中に恐らく全国をブロックで分けて説明会で、質問がたくさん出たのですが、まだまとまって、今後まとまってくると思うんですが、今日、資料をちょっと御用意できればよかったのですが、そのときの資料が6月の末に届いていまして。そちらもメールでお送りさせていただくのですが、実は主な論点の考え方とかありまして、死者に関する情報は、もう死者が抜けてしまっていてということで、そういう御説明と、あと地方議会が抜けてしまうので、実施機関から。そちらの御質問がかなりありました。

それから、審議会のやはり役割がかなり、最初から御説明の中で、取扱いに関しては、もう典型的に審議会等への諮問は、諮問を要件とする条例を定めることは許容できないというような御説明がありました。しかし、審議会の個人情報の適正な取扱いを確保するために、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合に限って、審議会等に諮問することができるとなっているので、この特に必要であるというところがどういう内容なのかというような御質問も出ておりました。

結構個別のところもあったんですが、恐らく全国的にまとまってくると、またQ Aが多く出てくると思うんですけれども。

○森田副会長　私のほうで見たのは、個人情報保護委員会、6月に、今のような

問題点についてたたき台的な意味ですというようなお話をする中で、案をつかって出しておられるんですけれども、たたき台とはいっても、今後どこまで変わり得るのかというのがよく分からないんですけれども、今挙げられたような点はそこにも書かれていて、あまりその辺はもう変えようがないという前提なんですかね。

定義なんかはしようがないかもしれないですけれども、審議会の機能については一定は認めているので、例えば先ほど議論した次世代医療基盤法の問題なんかは、条例上、提供について諮問するということは難しくなるのかもしれないんですけれども、ただ、市の政策として、あれに乗っかるかどうかというのは結構大きい問題なので、そういう個人情報の適正な扱いに関する大きな問題だからという形で諮問することはできるのかなとか思ったりはしているんですけれども。ちょっともう少し様子を見ないと分からないところもあるんですけれども、またちょっとその資料もぜひ拝見したいと思います。

○矢島情報公開課長 はい。

○安達会長 具体的に条例の見直しというのはいつ頃から始めるのでしょうか。

○矢島情報公開課長 まだガイドライン等が示されていないので、来年度以降に取り組んで、5年の春までに改廃をしないといけないということです。5年の春というのが。春が長いですけど。

○森田副会長 今年度中ぐらいには、国のガイドラインみたいなものが出るんですかね。年内だったか、年度内だったか。

○栗原情報公開課副主幹 来年の4月あたりという。

○安達会長 スケジュール表というのがありますけれども、参考資料の前のページに改正法の施行準備スケジュール（案）というのが入ってまして、それを見ると、国のほうでガイドライン、施行準備マニュアルができるのが来年春ですね。そうすると、それ以降なんでしょうかね。春といっても、何月か。

○森田副会長 意外と早いかもしれないですね。

○矢島情報公開課長 そうですね。

○安達会長 3月か4月か分かりませんが。来年度の初めぐらいから本格的に見直しの作業に着手すると。

○矢島情報公開課長 そうですね。今月中に各自治体で質問があれば、また県で

取りまとめてくださって、保護委員会に出すということになっていますので、ちょっと逗子市も独自の救済機関がありますので。そういうものの存続は可能なのかどうかとか、個別に聞いていかなければいけない部分もありますし、もしそれが難しいということであれば、また仕組みを変えていかなければいけない部分もありますが。かなり急いでやらなければいけないのだとは思いますが、何から取り組んでいけばいいかというところもちょっと悩ましいところです。

○安達会長 いずれにしても、政令や規則ができないことにはあまり確定的な判断ができないということですから、今年の秋ぐらいは少し、まだ勉強期間中ということですかね。来年度に入ったあたりから本格的に検討するための準備期間と、考えていいんでしょうかね。

○森田副会長 ただ、本当はガイドラインをつくるまでの過程で自治体等の意見を聞くということも、何というか、言っているんですよね、個人情報保護委員会の議論の中では。ただ、率直に言って、それはどこまで本気で聞く気があるのかよく分からないんですけれども、だから、ガイドラインをむしろつくる前に、何らか自治体側からの要望とかをするならする必要はあるのかなという感じもするんですけれども。

○安達会長 そうですね。何らか検討すべき事項について挙げていただいて、それをこの審議会で意見交換をするという中で、何か質問事項ができれば、適宜国に対して質問していただくということでしょうかね。

○矢島情報公開課長 資料等はありませんでしたが、ちょっとかなり厚くなったりする場合もあるんですけれども、またお送りさせていただきますので。

○森田副会長 それは逗子市向けの説明会だったんですか、あるいは県全体ですか。

○矢島情報公開課長 ブロックに分けて、神奈川県をまたいでいますね。ですので、関東地区。その中の御質問の中で、ちょっとどこの自治体かはおっしゃらないで、質問事項を読み上げていただいて、お答えをその場でしていただいたんですが、何か個人情報保護委員を設けている自治体があるということで、その苦情相談を受ける機関の存続は可能かみたいな質問があったんですが、その場ではやはり仕組みが分からないので、お答えはできませんということで。

○森田副会長 相談機能は自治体がやれということは、たしか改正法の中でも書いてあって、苦情相談的なものであれば当然置いていいはずだと思うんですけども。

○矢島情報公開課長 あと、番号法に伴って条例を改正したんですが、特定個人情報情報の取扱いについて、別の条例を定めなければいけないのかという御質問があったんですが、今回の御担当の方は、個人情報保護法の御担当の方のようで、番号法の関係についてはちょっとこの場ではということで。かなり御審議いただいて条例改正した部分もあるんですが、特定個人情報については番号法が直接ということになるのか、そこら辺も整理していかなければいけないんですが。

○安達会長 そうすると、一度、年度内に時間を取っていただいて、この場で説明をしていただくような機会をつくったほうがいいかなと思いますね。で、少し委員の皆様にも情報を共有していただいて、どこが問題になるポイントかということについては、少しそこでピックアップするということをしておいたほうがいいですね。

○海原委員 地方公共団体はスケジュールでいくと、国のほうではもう秋には公布、意見募集とは書いてありますけれども、もう固まっているという感覚ですよ。で、施行が来年の8月だということは、もうそこでやりますと、意思表示を明確に出しているんですよね。多分それに沿って、地方公共団体は若干のグラデーションをつけて公布と施行がずれていくと思うんですけども、ほとんど固まっているんじゃないかなという気はしますけれども。秋に公布ということは、もう原案はとっくにできているなという感じはしますけれども。

○矢島情報公開課長 かなり許容されない部分も強調されて。

○安達会長 何ができて、何ができないかというのはね。

○森田副会長 そうなんですね。もうちょっと柔軟性あるかと思ったけれども、意外に、今表明されている内容だと、何か本当に法律に書いてある範囲のことしかできないというような内容ですけども。何かいろいろ国会での附帯決議とかがあって、自治体の実情をよく酌み取れみたいなことを言っているんですけども、何かあまりそれが、このままじゃ生きないのかなという感じもするので。

○安達会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項については以上とさせていただきます。

そうしますと、あとは次回の審議会の日程ですが、当初予定していた日程から変更させていただいております。当初は9月29日水曜日14時30分からということでしたが、差し障りができたということで、いつでしたっけ。

○矢島情報公開課長 9月21日の火曜日10時からで。

○安達会長 9月21日火曜日の午前10時からということで変更をさせていただくということで既に御案内をしていると思いますけれども、よろしいですか。

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。

○安達会長 差し当たり、次回だけでよろしいのでしょうか。日程は次回だけでよろしいんですか、その後の。

○矢島情報公開課長 その後の、年間予定。

○森田副会長 一応、入れてはある。

○安達会長 年間の計画では、次は11月19日金曜日の14時30分ということですが、これはこれでよろしいでしょうか、予定としては。これは今現段階では変更はないということですね。

それから、次が来年1月21日金曜日の午前10時、その次が3月22日火曜日の14時30分からということですね。

では、そのように皆様、御予定をお願いいたします。

本日の議事は以上ですが、何かほかに御発言等ございますか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の会議は閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時45分閉会